

四日市市告示第160号

四日市市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する要綱

四日市市緊急通報システム事業運営要綱（平成元年四日市市告示第40号）の一部
を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市緊急通報システム利用申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所 四日市市

氏名

次のとおり緊急通報システムの利用を申請します。

対象者	住 所	四日市市			
	氏 名	男・女	生年月日	M・T・S	年 月 日
	電話番号	059- -			
所得状況	①生活保護 ②前年の所得税非課税				
申請理由	・心臓病、高血圧など急な助けが必要 ・その他（ ）				
電話回線	①NTT アナログ回線 ②その他（ ） ※ソフトバンク「おとくライン」及びKDDI「ホームプラス」は電気通信事業者が利用を制限しているため、緊急通報装置がご利用できません。また、ホームテレフォン（二世帯住宅・店舗兼住宅向けの内線電話装置）も利用できません。				
世帯	①単身 ②複数世帯（複数世帯の場合は下記もご記入下さい）				
同居者の状況	氏 名	続柄	年齢	健康状態・身体状況など	
この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、要介護認定情報）を利用することに同意します。					
年 月 日			氏名（対象者）		印

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)